

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携(M&A・事業承継支援 等)

・自動車・ポート関連の中小販売店や修理工場、整備事業者との業務提携や技術交流を進め、販売・整備ネットワークを強化します。

・地域の中古船・中古車流通において、規模の小さい取引先とも情報・在庫を共有し、共同仕入れ・共同販売の仕組みづくりによって 取引先の経営基盤の強化を図ります。

・取引先事業者が後継者不足や経営課題を抱えている場合、連携・支援を通じて安定した事業承継につなげます。

b. IT 実装支援(データの相互利用・在庫の共有 等)

・販売・在庫・顧客情報をデジタル管理するシステムを導入し、取引先とのリアルタイム共有を可能にします。

これにより「在庫不足や過剰在庫によるロスの削減」といった、部品・車両・船舶の需給バランス改善に寄与します。将来的に取引先向けのデータ連携インターフェイスを整備し、情報流通の効率化を支援します

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

発注方法の改善

取引先に対する発注にあたっては、作業内容、仕様、納期、数量等を事前に明確に提示し、口頭のみの発注を避け、書面やデータ等により内容を共有します。これにより、受託事業者の不確実性や過度な負担を軽減し、円滑な業務遂行を可能とします。

対価の決定方法の改善

対価については、一方的な価格決定を行わず、作業工数、原材料価格、物流費、人件費等の実態を踏まえ、取引先と十分に協議したうえで合理的に決定します。また、原材料費等の変動が生じた場合には、必要に応じて価格の見直しを行うなど、適正な価格転嫁に配慮します。

型・仕様等に係る取引条件の改善

整備・加工・輸送等において特定の仕様や型、作業条件を求める場合には、その必要性や変更内容を事前に説明し、追加作業や負担が生じる場合には、適切な対価の調整を行います。一方的な仕様変更や無償対応の要請は行いません。

3. その他(任意記載)

当社は本宣言の実効性を確保するため社内推進体制を整え、定期的に取引状況のチェックを行い改善していきます。その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社E X E S T

企 業 名

代表取締役 小札 義弘

役職・氏名(代表権を有する者)

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。